

フランス企業によるベトナムの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2017年～
- ・取得目的: 商業利用
- ・対象遺伝資源: Lamiaceae(シソ科)植物、ランブータン等
- ・取得方法: 採集後、有用物質を抽出
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 化粧品成分としての利用研究

【利用者】

- ・BASF Beauty Care Solutions
France SAS



【提供者】

- ・ベトナム地元企業(有機農業)



<ABS法規制の状況>

- ・ベトナムのABS法令として以下の法令あり
 - ・Biodiversity Law (2008)
 - ・Decree No. 59/2017/ND CP Decree 59 (2017)

<ABS対応経緯>

- ・BASF社は2017年からシソ科植物(*Salvia miltiorrhiza*)の有用成分を利用するために地元企業への接触を開始
- ・2020年にベトナム当局から許可を取得
- ・BASFでは、*S. miltiorrhiza*の他、ランブータン等の利用許可も取得
- ・この事例では遺伝資源へのアクセス許可期間は7年間

<IRCC>

- ・IRCC発行: あり

<手続・合意締結の対応体制>

- ・協力者: ベトナム Center for Rural Economy Development (CRED)
- ・Competent National Authority: Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE)

<MAT(合意条件)>

○金銭的利益配分

- ・遺伝資源へのアクセスから直接開発された化粧品成分の年間収入の1%
- ・このうち50%は地域の開発プロジェクト(コミュニティの労働条件と生活の質の向上)や生物多様性保全、農業体系の整備、農業技術や持続可能な農業のトレーニングコース、生物多様性保全の普及啓発に利用され、残り50%は州当局の予算として生物多様性保全に利用される。

ドイツ、ベルギーによるケニアの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2014年～
- ・取得目的: 研究利用
- ・対象遺伝資源: 菌類 (fungi, macrofungi) と宿主植物、二次代謝物
- ・取得方法: 採集後、有用物質を抽出
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 抗菌物質の探索

【利用者】

- ・ヘルムホルツ感染症研究センター (HZI、独)
- ・ベルリン工科大学 (TUB)
- ・ルーヴァン・カトリック大学 (ベルギー)



【提供者】

- ・Kenya Wildlife Service (KWS)



< ABS法規制の状況 >

- ・Environment Management and Coordination Act (1999)
- ・Environmental Management and Co-ordination Regulations, Legal Notice no.160 (2006)
- ・Wildlife Management Conservation Act (2013)
- ・名古屋議定書批准 (2014)

< 手続・合意締結の対応体制 >

- ・協力者: ケニアの Egerton 大学の協力のもと、関係者が PIC, MTA, MAT を締結
- ・Competent National Authority: National Environment Management Authority (NEMA)

< ABS対応経緯 >

- ・ドイツ連邦教育研究省 (BMBF) の研究開発プロジェクト ASAFEM – The Search for New Biotics from Tropical Fungi (2014年開始) の一環で実施
- ・ケニアの Kakamega、Mt Elgon 地域のキノコ類から抗菌薬等を探索するプロジェクト
- ・2013年に MAT 締結
- ・当初のプロジェクト実施期間は 2014 – 2017 年、その後もさらにプロジェクト継続

< MAT (合意条件) >

- 金銭的利益配分
 - ・ケニアにおける能力構築と研究インフラのための基金設立
 - ・BMBF が HZI を通じてケニアにおける研究資材購入のために 3 万ユーロを拠出
 - ・TUB、HZI へのケニア人留学生への奨学金
- 非金銭的利益配分
 - ・生物多様性に関する研究協力、共同の論文発表
 - ・地域の人々との菌類の多様性、生理活性物質に関する知識の共有
 - ・ケニア人学生の能力構築

< IRCC >

- ・IRCC 発行: あり (ABSCH-IRCC-KE-242876-1)

英国による中東(ヨルダン、レバノン)の遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2000年～
- ・取得目的: 研究利用
- ・対象遺伝資源: 伝統的食用植物
- ・取得方法: 植物標本、種子、遺伝物質
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: シードバンク等

【利用者】

- ・キュー王立植物園 (Kew Royal Botanic Gardens, RBG Kew)



【提供者】

- ・ヨルダンおよびレバノン



< ABS法規制の状況 >

- ・プロジェクト開始時点でのABS法制は存在せず
- ・ヨルダンによる名古屋議定書批准(2012)
- ・レバノンによる名古屋議定書批准(2017)
- ・ヨルダンにおけるABS法令制定の最終段階(2019)

< ABS対応経緯 >

- ・RBG Kewとヨルダン、レバノンとの間のMillennium Seed Bank Partnershipとして2000年代初頭にプロジェクト開始
- ・2019-2020年には伝統的食用植物である*Gundelia tournefortii*(グンデリアアザミ)を対象としたパイロットプロジェクトを実施

< IRCC >

- ・IRCC発行: 現時点では確認できず

< 手続・合意締結の対応体制 >

- ・ヨルダン: Royal Society for the Conservation of Nature (RSCN)がNARCとともにプロジェクト実施に協力
- ・レバノン: LARI, SBRがプロジェクト実施に協力
- ・Competent National Authority: National Agricultural Research Center (NARC, Jordan), Lebanese Agricultural Research Institute (LARI), Shouf Biosphere Reserve (SBR, Lebanon)

< MAT(合意条件) >

- 金銭的利益配分
 - ・RBG Kewがヨルダン(NARC)、レバノン(SBR)にそれぞれ14,000US\$を提供
- 非金銭的利益配分
 - ・シードバンク等へのアクセスと研究結果/データの交換
 - ・RBG Kewから現地パートナーへの知識移転
 - ・論文の共同発表

英国、スイスによる南アフリカの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2019年～
- ・取得目的: 商業利用
- ・対象遺伝資源: クランウィリアムスギ (Clanwilliam cedar *Widdringtonia Widdringtonia cederbergensis*)
- ・取得方法: 植物標本
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 有効成分を抽出し化粧品(香料)として利用

【利用者】

- ・Body Shop (英国)
- ・Givaudan (ジボダン、スイスの香料メーカー)



【提供者】

- ・CapeNature
- ・Heuningvlei community



<ABS法規制の状況>

- ・National Environment Management: Biodiversity Act (NEMBA, 2004)
- ・Regulations on Bioprospecting, Access and Benefit-sharing (BABS regulations) amended by the BABS Amendment Regulations (2008)
- ・南アフリカによる名古屋議定書批准(2013)

<手続・合意締結の対応体制>

- ・合意締結に当たって、UEBTがボディショップとジボダンに対するサポートを実施

Competent National Authority: Department of Environment, Forestry and Fisheries (DEEF)

<ABS対応経緯>

- ・2018年にCapeNature (Western Cape地域の生物多様性管理機関) とボディショップ、ジボダンとの間の利益配分契約締結。その後、現地のHeuningvlei communityを含めて関係者間の合意成立
- ・2019年にボディショップ、ジボダンが共同で利用許可取得
- ・抽出した香料成分の分析結果を元にジボダンが同じ芳香を有する香料混合物を開発し、ボディショップがWiddringtonia Eau de Parfumとして商品化

<MAT(合意条件)>

- 金銭的利益配分
 - ・南アフリカのABS要求事項に従ってボディショップの最終製品の売上に応じた利益配分を実施
 - ・支払はBioprospecting Trust Fundに対して行なわれる
- 非金銭的利益配分
 - ・シードバンク等へのアクセスと研究結果/データの交換
 - ・RBG Kewから現地パートナーへの知識移転
 - ・論文の共同発表

<IRCC>

- ・IRCC発行: 詳細不明

米国によるフィジーの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期： 2004年～2019年
- ・取得目的： 研究利用
- ・対象遺伝資源： 海洋無脊椎動物
- ・取得方法： 標本
- ・利用国への持ち帰り： あり
- ・利用形態： 医薬品原料(抗菌薬、抗マラリア薬、抗がん剤等)の探索

【利用者】

- ・ジョージア工科大学 (GIT, 米国)
- ・スクリップス海洋研究所 (SIO, 米国)



【提供者】

- ・地域コミュニティ20ヶ所以上(試料採取場所である漁場のオーナー)



<ABS法規制の状況>

- ・National Environment Strategy (1993)
- ・Sustainable Development Bill (1997)
- ・Environment Management Act (2005, amended 2019)
- ・Fiji National Biodiversity Strategy and Action Plan (2007)
- ・名古屋議定書批准(2012)
- ・National Biodiversity Strategy and Action Plan for Fiji 2017-2024 (2014)

<ABS対応経緯>

- ・プロジェクト開始当時はABS法制なし
- ・2006年に関係者間でABSに沿った法的拘束力を持つ協定を締結。地域コミュニティからPICを取得
- ・プロジェクトは2019年に終了

<IRCC>

- ・IRCC発行：現時点で確認できず

<手続・合意締結の対応体制>

- ・合意締結に当たって、フィジー南太平洋大学(USP)の太平洋天然物研究センター(Pacific Natural Research Center, PNPRC)がフィジー政府と関係者の調整を実施
- Competent National Authority: 当時は存在しなかったが、ABSに関連する機関として Ministry of Fisheries and Forests (MoFF), Ministry of Water Ways and Environment (MoWE)が存在

<MAT(合意条件)>

- 金銭的利益配分
- ・発見された物質に商業的価値が見出された場合、必要に応じてABSについてさらなる協議を実施
- ・派生物が製品化された場合、USP、フィジーと米国側で利益を50%ずつ分割
- ・USPの若手研究者への研究資金助成を実施

スイスによるブータンの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2009年～
- ・取得目的: 商業利用(化粧品)
- ・対象遺伝資源: *Cymbidium erythraeum* (食用ラン)
- ・取得方法: 標本
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 化粧品原料(細胞から抽出したセルコースを利用)

【利用者】

- ・Quantum Pharmaceuticals Limited (QPL)



【提供者】

- ・Orchid Management Group (Samtengang地域の18世帯からなるコミュニティ)



<ABS法規制の状況>

- ・Biodiversity Act (2003)
- ・名古屋議定書批准(2012)
- ・ABS Policy (暫定案)採択
- ・Access and Benefit-Sharing Toolkit策定(2018)

<ABS対応経緯>

- ・2009年にQPLとNBCがMoAを締結(当時は詳細なABS手続きは存在せず)
- ・NBCのコンサルテーションのもと、アクセスと利用条件、遺伝資源の利用量、利益配分を定めた協定をOrchid Management Groupと締結
- ・その後QTLは製品実用化に成功

<IRCC>

- ・IRCC発行:現時点で確認できず

<手続・合意締結の対応体制>

- ・農業森林省の生物多様性センター(National Biodiversity Center, NBC)が提供者側代表として合意締結を支援

Competent National Authority: ブータン農業森林省 (Ministry of Agriculture and Forests of Bhutan)

<MAT(合意条件)>

○金銭的利益配分

- ・コミュニティの各世帯に対して遺伝資源のアクセス時にプレミアムを支払い、化粧品製品の販売時にはロイヤリティを支払う

- ・さらにQPLからBhutan Access and Benefit Fundへ支払を実施

○非金銭的利益配分

- ・QPLはコミュニティのためにランの栽培設備を設置
- ・住民に対してラン栽培のトレーニングを実施

NITEによるアジア諸国の微生物資源探索

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期： 2002年～
- ・取得目的： 研究目的・商業目的
- ・対象遺伝資源： 微生物
- ・取得方法： 微生物コレクション
- ・利用国への持ち帰り： あり
- ・利用形態： 基礎研究～応用研究(スクリーニング材料等)

【利用者】

- ・NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)
- ・日本国内の利用者



【提供者】

- ・アジア諸国および地域(インドネシア、ミャンマー、ベトナム、モンゴル、タイ、中国、韓国、台湾)

<ABS法規制の状況>

- ・各国のABS法規制に従う

<ABS対応とPIC取得>

- ・提供国のABS法規制に従うが、時期により法令整備状況は異なる。

<MAT(合意条件)>

- ・相手国の研究機関との共同探索・研究、技術移転・人材育成、資源の移転を実施
- ・日本国内の大学・企業とMTAを締結し、資源を移転
- ・現在、NITEのNBRCにおいてモンゴル、ミャンマー、ベトナムの3カ国から分離した株を提供中
- ・利益配分はNITEと原産国との契約内容にもとづき実施

<手続・合意締結の対応体制>

- ・NITEが提供国の政府機関、共同研究先と「微生物資源の保全と持続可能な利用に関する覚書」(MOU)及び共同研究契約(PA)を締結



<提供国側機関>

- ・インドネシア: 技術評価応用庁(BPPT)、研究技術省(RISTEK)
- ・ミャンマー: 教育省(MOE)
- ・ベトナム: ベトナム国家大学ハノイ校微生物学及びバイオテクノロジー研究所(IMBT-VNUH)
- ・モンゴル: モンゴル科学院(MAS)
- ・タイ: 遺伝子工学バイオテクノロジーセンター(BIOTEC)
- ・中国: 中国科学院微生物研究所(IMCAS)
- ・韓国: 韓国生命工学研究院(KRIBB)
- ・台湾: 食品工業發展研究所(Food Industry Research and Development Institute: FIRDI)

ドイツによるカメルーンの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2020年～
- ・取得目的: 研究利用
- ・対象遺伝資源: 植物、土壌微生物
- ・取得方法: 共同研究先である現地の大学が野外採集
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 植物－微生物相互作用の解析

【利用者】

- ・研究機関(微生物学、植物学、農学)



【提供者】

- ・カメルーン国内の大学



<ABS法規制の状況>

- ・ABSに関する法律 Law N° 2021/014 of July 2021
- ・ABSの期間と条件に関する決定
Décision n° 00150/MINEPDED of 25 Nov 2020
- ・ABSに関する国家委員会についての決定
Décision N° 00094/D/CAB du 24/08/2020

<ABS対応経緯>

- ・2020-2022年にかけてドイツ連邦教育研究省(BMBF)の研究開発プロジェクトの一環で研究を実施
- ・研究開始の1年前(研究費の申請時)から手続きを開始
- ・カメルーンの科学研究・イノベーション省(MINRESI)から研究許可を取得した後、環境森林省(MINEPED)からABS許可を取得
- ・共同研究先である現地の大学が手続きを実施。
- ・ABS手続きの所要期間: 3ヶ月

<IRCC>

- ・IRCC発行: 秘匿情報を含むため確認できず

<手続・合意締結の対応体制>

- ・協力者: 共同研究先の現地大学
- ・Competent National Authority: National Environment Management Authority (MINEPED)

<MAT(合意条件)>

- 金銭的利益配分
- ・プロジェクトの成果について商業化の可能性がある場合、カメルーン政府とABS協定を締結
- 非金銭的利益配分
- ・共同研究と成果の共同発表
- ・作物収量を改善するための生物学的資材の開発

ドイツによるコスタリカの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2017年～
- ・取得目的: 研究利用
- ・対象遺伝資源: 細菌、嫌気性古細菌
- ・取得方法: ドイツ側の研究者が現地で採集
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 新種微生物(特にメタン産生菌)の探索

【利用者】

- ・研究機関(生理学、分類学)



【提供者】

- ・National System of Conservation Areas, Agency of the Ministry of Environment and Energy (SINAC-MINAE)



<ABS法規制の状況>

- ・コスタリカは名古屋議定書非締約国であるが、ABS法令を有する。
- ・生物多様性法(Ley de Biodiversidad)
- ・遺伝資源・バイオケミカルへのアクセスに関する施行令
DECRETO EJECUTIVO Nº 31514-MINAE
DECRETO EJECUTIVO Nº 33697-MINAE 等

<ABS対応経緯>

- ・2017-2021年にかけて大学の研究プロジェクトとして実施
- ・手続き開始前にコスタリカの関係者から助言を得る。
- ・サンプル採取地点が国立公園内のため、保護地域を管轄するSINAC-MINAEが提供先となった。
- ・ABS手続きの所要期間: 3-4ヶ月

<IRCC>

- ・IRCC発行: なし

<手続・合意締結の対応体制>

- ・協力者: 共同研究先の現地博物館／生物コレクション
- ・Competent National Authority: National Commission for Biodiversity Management (CONAGEBIO)

<MAT(合意条件)>

- 非金銭的利益配分
- ・試料分析報告書などのデータ共有
- ・研究の最終報告書、論文等の成果共有
- ・分離された微生物のコスタリカ微生物コレクションへの寄託(可能な場合)

ドイツによるパナマの遺伝資源取得事例

◆遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2018年～
- ・取得目的: 研究利用
- ・対象遺伝資源: 魚類および標本の一部
- ・取得方法: ドイツの研究者が現地で採集
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 進化研究、オミクス研究(海洋における種分化研究のためにゲノム解読等を実施)

【利用者】

- ・GEOMAR Helmholtz Centre for Ocean Research Kiel
(キール・ヘルムホルツ海洋研究センター)



【提供者】

- ・パナマ



<ABS法規制の状況>

- ・生物資源および遺伝資源のアクセスと利用の管理およびその他の措置に関する施行令
Decreto Ejecutivo N° 19 de 26 de marzo (2019)

<ABS対応経緯>

- ・2018-2020年にかけてドイツ研究協会(Deutsche Forschungsgemeinschaft, DFG)の資金により研究実施(本研究は10年以上の長期にわたって継続実施)
- ・パナマのフォーカルポイント(MiAMBIENTE)にアクセス(スペイン語を使用)して手続きを開始
- ・ABS手続きの所要期間: 1ヶ月
(※パナマのABS法令では、ABSの申請は45営業日以内に処理することとされている。)

<IRCC>

- ・IRCC発行: あり
(ABSCH-IRCC-PA-241203-1, ABSCH-IRCC-PA-241212-1ほか)

<手続・合意締結の対応体制>

- ・協力者: ドイツ国内の他の研究機関(3機関)
- ・Competent National Authority: National Environment Ministry(MiAMBIENTE)

<MAT(合意条件)>

- 非金銭的利益配分
- ・データの共有
- ・研究成果の共有

出所) German Nagoya Protocol HuB "ABS stories Learning from experience: Vietnam"
(<https://www.nagoyaprotocol-hub.de/vietnam-algae/>)
GEOMAR Helmholtz Centre for Ocean Research Kiel "How new species arise in the sea"
(<https://www.geomar.de/en/news/article/how-new-species-arise-in-the-sea>)
2023年3月アクセス

ドイツによるベトナムの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2015年～
- ・取得目的: 研究利用
- ・対象遺伝資源: 大型藻類
- ・取得方法: ベトナム及びドイツの研究者が現地で採集
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 基礎研究および化粧品への応用研究

【利用者】

- ・研究機関(海洋研究)
- ・民間企業



【提供者】

- ・ベトナムの研究機関(3カ所)



<ABS法規制の状況>

- ・ベトナムのABS法令として以下の法令あり
 - ・Biodiversity Law (2008)
 - ・Decree No. 59/2017/ND CP Decree 59 (2017)

<ABS対応経緯>

- ・2018-2020年にかけて民間資金により実施
- ・ABS手続き開始前にドイツとベトナムの研究機関が共同研究契約を締結(実質的なPICの取得)
- ・ベトナムの共同研究先の支援を得ながら、天然資源・環境省(MONRE)からの最終的な許可を取得
- ・ABS手続きの所要期間: 5ヶ月

<IRCC>

- ・IRCC発行: あり

<手続・合意締結の対応体制>

- ・協力者: 現地の研究機関
- ・Competent National Authority: Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE)

<MAT(合意条件)>

- 金銭的利益配分
 - ・プロジェクトが商業化段階に入った場合、ベトナムの漁民・地域コミュニティへの利益配分が行なわれる見込み。
- 非金銭的利益配分
 - ・研究実施機関の間での結果の共有
 - ・ベトナムとドイツの研究者による論文の共同発表
 - ・ベトナムの研究者によるドイツ訪問に必要な資金の提供
 - ・ベトナムの研究機関の研究インフラ整備のための資金提供

スイスによるカメルーンの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2019年～
- ・取得目的: 研究利用
- ・対象遺伝資源: 植物(スパイス)
- ・取得方法: 購入
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 香料成分としての研究開発

【利用者】

- ・Firmenich (フィルメニヒ)社



【提供者】

- ・Pimbo地域コミュニティ



<ABS法規制の状況>

- ・ABSに関する法律 Law N° 2021/014 of July 2021
- ・ABSの期間と条件に関する決定
Décision n° 00150/MINEPDED of 25 Nov 2020
- ・ABSに関する国家委員会についての決定
Décision N° 00094/D/CAB du 24/08/2020

<ABS対応経緯>

- ・2019年: フィルメニヒ社が購入した香料植物(原産地不明)がカメルーン起源であることが判明
- ・2019年9月: カメルーンのナショナル・フォーカル・ポイントへコンタクト開始
- ・2020年9月: ABS許可申請を提出(10月に承認)
- ・2020年11月: BioInnovation Africa、MINEPEDの協力により原産地がPimbo地域であることを特定
- ・2021年1月: MINEPEDが利益配分(案)を提示
- ・2021年2月: フィルメニヒ社とPimboコミュニティが利益配分について協議(コロナ禍のためオンライン開催)
- ・2021年7月: 利益配分協定を締結

<手続・合意締結の対応体制>

- ・協力者: 環境森林省(MINEPED)
BioInnovation Africa プロジェクトのスタッフ
(※BioInnovation Africaはドイツ経済協力開発省(BMZ)、ドイツ国際協力公社(GIZ)によるアフリカ諸国のABS能力開発プロジェクト)
- ・Competent National Authority: National Environment Management Authority (MINEPED)

<MAT(合意条件)>

- 金銭的利益配分
- ・研究開発の進捗に応じてマイルストーン支払を実施
- 非金銭的利益配分
- ・菜園、ソーラーパネル、学校インフラ等の整備支援

<IRCC>

- ・IRCC発行: 秘匿情報を含むため確認できず

英国によるラオスの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2019年～
- ・取得目的: 研究利用
- ・対象遺伝資源: マラリア患者由来試料
- ・取得方法: 詳細不明
- ・利用国への持ち帰り: 詳細不明
- ・利用形態: マラリアのゲノム・サーベイランス

【利用者】

- ・ウェルカム・サンガー研究所



【提供者】

- ・Lao Tropical and Public Health Institute,
Ministry of Health
(ラオス熱帯・公衆衛生研究所)



<ABS法規制の状況>

- ・Biotechnology Safety Law (2014)

<ABS対応経緯>

- ・サンガー研究所では従来から東南アジアでの感染症研究を実施
- ・マラリアの遺伝疫学と薬剤耐性に関する研究プロジェクトの一環としてメコン地域を対象としたマラリアのゲノムサーベイランスを開始
- ・共同研究機関としてラオスCMPEとマヒドン大学(タイ)が参加
- ・研究実施に当たってABSに関する許可を取得

<IRCC>

- ・IRCC発行: あり (ABSCH-IRCC-LA-248419-1)

<手続・合意締結の対応体制>

- ・共同研究機関
 - Centre for Malaria Parasitology and Entomology of Lao PDR (CMPE), Ministry of Health
 - Mahidol-Oxford Tropical Medicine Research Unit (MORU), Mahidol University, Thailand
- ・Competent National Authority: Department of Science, Ministry of Education and Sports

<MAT(合意条件)>

- 非金銭的利益配分
 - ・研究結果と研究報告をCMPEと共有
- その他
 - ・取得した遺伝資源は研究目的のみに使用

フランスによるブータンの遺伝資源取得事例

◆遺伝資源の取得概要

- ・取得時期：2013年～
- ・取得目的：商業利用(化粧品)
- ・対象遺伝資源： *Swertia chirayita* (センブリチライタ)
- ・取得方法：乾燥標品
- ・利用国への持ち帰り：あり
- ・利用形態：化粧品原料

【利用者】

- ・Chanel Parfums Beauté (シャネルグループ)



【提供者】

- ・センブリチライタの栽培グループ
(Lauri村の会員約60人からなるグループ)



<ABS法規制の状況>

- ・Biodiversity Act (2003、2022)
- ・名古屋議定書批准(2012)
- ・ABS Policy (暫定案)採択
- ・Access and Benefit-Sharing Toolkit策定(2018)

<ABS対応経緯>

- ・2013年から生物多様性センター(NBC)の仲介のもと、シャネルと農業森林省、センブリチライタの栽培農家が協議を実施
- ・アクセスと利用条件、遺伝資源の利用量、利益配分を定めた協定を締結
- ・化粧品はシャネルからSUBLIMAGE L'EXTRAIT(サブリマージュ)の商品名で2022年10月に発売。本製品は高いスキンケア効果を持つとされる。

<手続・合意締結の対応体制>

- ・生物多様性センター(National Biodiversity Center, NBC)が合意締結を支援
- Competent National Authority: ブータン農業森林省 (Ministry of Agriculture and Forests of Bhutan)

<MAT(合意条件)>

- 金銭的利益配分
 - ・農家は1年間に最低2000kg(乾重)のセンブリチライタを750Nu/kg(ニュルタム)でシャネルに販売(地元市場の相場は200Nu/kg)
 - 非金銭的利益配分
 - ・センブリチライタの栽培に当たって、農家へのトレーニング、資材提供等を実施
- これらの利益配分により、教育水準の向上、コロナ禍での農家の生活安定に貢献したとされる。

<IRCC>

- ・IRCC発行:現時点で確認できず

出所)ブータン生物多様性センター”Launch of SUBLIMAGE L'EXTRAIT using Bhutanese Swertia chirayita – From Lauri Gewog, Samdrup Jongkhar to Chanel Parfums Beaute ” (<https://nbc.gov.bt/launch-of-sublimage-lextrait-using-bhutanese-swertia-chirayitafrom-lauri-gewog-samdrup-jongkhar-to-chanel-parfums-beaute-france/>)、ブータン国営放送” Farmers in Lauri become a part of Chanel, a French luxury fashion house ” (<http://www.bbs.bt/news/?p=176324>)、シャネルHP (<https://www.chanel.com/us/skincare/p/147450/sublimage-lextrait-intensive-repair-oil-concentrate/>) 2023年3月アクセス

英国によるマダガスカルの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期： 2018年～
- ・取得目的： 研究利用(生物農薬)
- ・対象遺伝資源： *Maravalia cryptostegiae* (さび病菌)
- ・取得方法： 現地採集した菌体
- ・利用国への持ち帰り： あり
- ・利用形態： 生物農薬

【利用者】

- ・CABI (Centre for Agriculture and Bioscience International)



【提供者】

- ・マダガスカル



<ABS法規制の状況>

- ・遺伝資源へのアクセスと利用から生じる利益の配分に関する指令(2017)

<ABS対応経緯>

- ・マダガスカルに自生する多年生つる植物である Madagascar rubbervine (*Cryptostegia madagascariensis*) は侵略的外来種としてブラジルで問題になっている。
- ・マダガスカルでは、植物病原菌である *Maravalia cryptostegiae* が *M. rubbervine* にさび病を引き起こすことが知られている。
- ・CABIは *M. rubbervine* の生物学的防除のため、*Maravalia cryptostegiae* をブラジルに導入する研究を開始。
- ・2018年4月から現地の大学と共同でフィールド調査を開始するとともに、英国への輸出許可を取得した。

<IRCC>

- ・IRCC発行:現時点で確認できず

出所) CABI “CABI UK and Nagoya Protocol triggered benefit sharing” (<https://www.cabi.org/wp-content/uploads/Working-Paper-25.pdf>)
2024年3月アクセス

<手続・合意締結の対応体制>

- ・Competent National Authority: Direction du Système des Aires Protégées (保護地域局)

<MAT(合意条件)>

○金銭的利益配分

- ・マダガスカルの大学(アンタナナリボ大学)への資金提供

○非金銭的利益配分

- ・フィールド調査に協力する現地研究者へのトレーニング
- ・研究成果の共有

英国によるインド、パキスタンの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期： 2006年～
- ・取得目的： 研究利用（生物農薬）
- ・対象遺伝資源： *Puccinia komarovii* var. *glanduliferae*（さび病菌）ほか
- ・取得方法： 現地採集した菌体
- ・利用国への持ち帰り： あり
- ・利用形態： 生物農薬

【利用者】

- ・CABI (Centre for Agriculture and Bioscience International)



【提供者】

- ・インド、パキスタン



<ABS法規制の状況>

- ・インド: Biological Diversity Act, 2002
Biological Diversity Rules, 2004
その他、各州による法令
- ・パキスタン: 名古屋議定書締結(2015)

<ABS対応経緯>

- ・Himalayan balsam (*Impatiens glandulifera*, オニツリフネソウ)は園芸種として19世紀に英国に導入され、現在は侵略的外来種として問題になっている。
- ・CABIは生物学的防除のために2006年からインド、パキスタンのさび病菌の探索を開始
- ・2010年、インド政府の許可を得て、さび病菌 *Puccinia komarovii* を英国に移転し、防除効果を確認
- ・現在もさび病菌の新たな系統を探索中

<IRCC>

- ・IRCC発行: 現時点で確認できず

<手続・合意締結の対応体制>

- ・さび病菌の英国への移転に当たっては、インド National Bureau of Plant Genetic Resources (NBPGR) や英国 Department of Agricultural Research and Education (DARE) が支援
- ・Competent National Authority: National Biodiversity Authority (生物多様性局)

<MAT(合意条件)>

- 金銭的利益配分
 - ・インド、パキスタンの大学への研究資金の提供
- 非金銭的利益配分
 - ・現地の大学(カシミール大学、パンジャーブ大学)との論文の共同発表やトレーニングの提供

米国、コロンビアによるケニアの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2020年～
- ・取得目的: 研究利用(生物農薬)
- ・対象遺伝資源: 寄生バチ *Phymastichus coffea* LaSalle
ほか2種
- ・取得方法: 現地採集
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 生物農薬

【利用者】

- ・CABI (Centre for Agriculture and Bioscience International)
- ・コロンビア国立コーヒー研究センター (Centro Nacional de Investigaciones de Café)

【提供者】

- ・ケニア ブシア、キシイ、キスムの郡当局



< ABS法規制の状況 >

- ・Environment Management and Coordination Act (1999)
- ・Environmental Management and Co-ordination Regulations, Legal Notice no.160 (2006)
- ・Wildlife Management Conservation Act (2013)
- ・名古屋議定書批准(2014)

< ABS対応経緯 >

- ・アフリカ原産の coffee berry borer (コーヒーノミキクイムシ) は、コーヒーノキの実を食害する害虫としてハワイやコロンビアで問題となっている。
- ・CABIはUSDA-APHIS(米国農務省動植物検疫所)の依頼を受けて coffee berry borer に対する寄生バチの研究を開始
- ・CABIがPICを取得し、現地当局とMTAを締結。寄生バチはハワイに送られ、さらにハワイからコロンビアへ移転された。

< IRCC >

- ・IRCC発行: 現時点で確認できず

< 手続・合意締結の対応体制 >

- ・ケニア野生生物局 (Kenya Wildlife Authority) の指導のもと、CABI が中心となって地元当局との交渉を実施
- ・Competent National Authority: National Environment Management Authority (NEMA)

< MAT(合意条件) >

○ 金銭的利益配分

- ・Kenya Livestock Research Organization (KALRO) の検疫施設の更新・維持に2020年に10万米ドル以上を支出

○ 非金銭的利益配分

- ・ケニアの研究者へのトレーニング、研究者の交流プログラム
- ・アウトリーチプログラムの実施

フランスによる中央アフリカの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期： 2010年～
- ・取得目的： 商業利用(化粧品)
- ・対象遺伝資源： コンゴ盆地の植物資源
- ・取得方法：
- ・利用国への持ち帰り： 詳細不明
- ・利用形態： 化粧品原料

【利用者】

- ・フランス化粧品業界 (Cosmetic Valley)



【提供者】

- ・コンゴ盆地 (中央アフリカ共和国ほか)



<ABS法規制の状況>

- ・名古屋議定書締結(2018)

<ABS対応経緯>

- ・フランスの化粧品業界は、香料等の原料となる植物遺伝資源を保全するためのプロジェクト Cosmetopeaを推進している。
- ・プロジェクトは特にアフリカを対象としており、フランス化粧品業界は、コンゴ盆地の生物資源の研究に50万ユーロ以上を提供することを宣言している。
- ・提供される資金は、現地の植物遺伝資源の研究と分類、皮膚や毛髪の保護・美容に関する伝統的知識の記録等に使用される。
- ・本プロジェクトは、名古屋議定書に完全に沿って実施される。

<手続・合意締結の対応体制>

※具体的な情報無し

<MAT(合意条件)>

- ・名古屋議定書を踏まえて、現地への利益配分が実施されるが、詳細不明

<IRCC>

- ・IRCC発行: 現時点で確認できず

出所) Cosmetic Valley プレスリリース "COSMETIC VALLEY AT THE ONE FOREST SUMMIT 2023"

(<https://www.cosmetic-valley.com/en/actualite/cosmetic-valley-one-forest-summit-2023/>、

One Forest Summit 添付資料 "The Libreville plan: Corporate commitments at the One Forest Summit"

(<https://www.elysee.fr/admin/upload/default/0001/14/169a35ac099cdb3d3e0bc03eb30d745c155932a1.pdf>)

"PRESERVING BIODIVERSITY IN CENTRAL AFRICA BY THE "COSMETOPEA""

(https://www.cosmetic-valley.com/sites/default/files/press_release/file/Press%20Release%20One%20Forest%20Summit_0.pdf)

2024年4月アクセス

日本によるアルゼンチンの遺伝資源取得事例

◆ 遺伝資源の取得概要

- ・取得時期: 2023年～
- ・取得目的: 商業利用
- ・対象遺伝資源: 植物遺伝資源
- ・取得方法: 現地採集
- ・利用国への持ち帰り: あり
- ・利用形態: 機能性食品、化粧品、トイレタリー、香料、生活資材、医薬品等

【利用者】

- ・平田機工(株)

【提供者】

- ・アルゼンチン リオネグロ州、ミシオネス州



<ABS法規制の状況>

- ・Resolution N° 410/2019 from the Secretary of Government of Environment and Sustainable Development

<ABS対応経緯>

- ・2019年: アルゼンチン国立農牧技術院(INTA)と植物遺伝資源の探索利用に関する共同研究開発の契約締結
- ・2023年8月: リオネグロ州の植物遺伝資源を対象としたIRCC取得
- ・2024年1月: ミシオネス州の植物遺伝資源を対象としたIRCC取得
- ・2024年3月: アルゼンチンの植物遺伝資源を企業や公的機関に提供するサービス「ぷらんっプロ」を開始

<IRCC>

- ・IRCC発行: リオネグロ州、ミシオネス州の植物遺伝資源取得についてIRCC取得

<手続・合意締結の対応体制>

- ・社外専門家で構成される「ABS市場創成タスクフォース」および筑波大学から客観的評価やアドバイスを受けて事業を実施。
- ・Competent National Authority: 環境・持続開発省(Ministerio de Ambiente y Desarrollo Sostenible de la Nación)

<MAT(合意条件)>

○利益配分

- ・日本側が開発・研究した成果について、売上や研究成果の一部をアルゼンチン側へ提供

出所) 平田機工(株)プレスリリース

“アルゼンチン・リオネグロ州の植物に対する「国際遵守証明書取得」に関するお知らせ”

(<https://www.hirata.co.jp/news/archives/1576>)

“植物遺伝資源研究施設への主要機材の導入完了”

(<https://www.hirata.co.jp/news/archives/1598>)

“海外の植物遺伝資源を利用した製品開発支援サービス「ぷらんっプロ」3月1日よりスタート”

(<https://www.hirata.co.jp/news/archives/1604>) 2024年3月アクセス